

平成 21 年 7 月 27 日

国 税 庁
長 官 加藤 治彦 殿

全 国 銀 行 協 会
会 長 永易 克典

国税の預金口座振替に係る手数料について

平素は種々ご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

銀行では、予めから各種手数料について受益者負担の観点に立って見直しを図り、サービスに伴うコストの適正な負担をお願いしてきているところであります。

標記の預金口座振替に係る有効手数料(領収証書の郵送実費を除いた手数料)につきましては、平成 8 年 1 月からお支払いいただいておりますが、膨大な件数を処理していること等もあり、依然、銀行にとってコスト的に大きな負担が生じているのが実情であります。

つきましては、このような実情を十分ご理解いただき、コストの適正な負担に関し、格別のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

以 上